

(公 印 省 略)
障第30386-1号
令和2年4月6日

各障害児通所支援事業者 様

群馬県健康福祉部障害政策課長 井上 秀洋

春休み期間後の人員基準等の臨時的な取扱いについて（通知）

令和2年3月の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の一斉臨時休業に伴う人員基準等の臨時的な取扱いについては、「障害児通所支援事業所に係る人員基準等の臨時的な取扱いについて（令和2年2月28日付障害政策課長通知）」等に基づき取り組んでいただいたところです。

「学校再開後の人員基準等の臨時的な取扱いについて（令和2年3月31日付障害政策課長通知）」において、学校再開後も春休み期間中同様に「可能な限り長時間とするなどの対応」は終了と通知したところですが、県立学校等で春休み期間後も臨時休業が行われるのに伴い、下記のとおり取扱いに変更しますので、各事業所においては、引き続き適切な対応をお願いいたします。

記

- 学校再開後は、当面の間、基本報酬に授業終了後単価を用いるほかは、「障害児通所支援事業所に係る人員基準等の臨時的な取扱いについて（令和2年2月28日付障害政策課長通知）」の取扱いを引き続き用いることとする。
- 都道府県の要請等を受けて学校の臨時休業を行った場合は、基本報酬に学校休業日単価を用いること。
- 春休み期間後の開所時間(サービス提供時間)についても、可能な限り長時間とすること。
延長支援加算の特例的な取扱いについても、特別支援学校等の一斉臨時休業中と同様の
取り扱いとする。

事務担当：発達支援係
電 話：027-897-2648